地域指定年度	昭和 48 年 3 月 30 日
計画策定年度	昭和 49 年 5 月 31 日
計画見直し年度	昭和 54 年 11 月 2 日
	昭和 61 年 12 月 1 日
	平成 8 年 1 月 29 日
	平成 14 年 6 月 27 日
	平成 28 年 8 月 29 日
	令和 8 年 3 月 6 日

宮津農業振興地域整備計画書

令和８年３月

京都府宮津市

○宮津農業振興地域整備計画変更の経過

区分		年月日
農業地域指定		昭和 48 年３月 30 日
整備計画認可		昭和 49 年５月 31 日
第１回 特別管理	地域指定	昭和 53 年５月 23 日
	変更認可	昭和 54 年 11 月２日
第２回 特別管理	地域指定	昭和 60 年 12 月 23 日
	変更認可	昭和 61 年 12 月１日
策定再編事業(一般型)	地域指定	平成４年９月３日
	変更認可	平成８年１月 29 日
一般管理	協議回答	平成９年２月７日
	変更認可	平成９年３月 27 日
一般管理	協議回答	平成９年 10 月２日
	変更認可	平成 10 年２月 10 日
一般管理	協議回答	平成 10 年７月９日
	変更認可	平成 10 年９月 14 日
一般管理	協議回答	平成 11 年９月 10 日
	変更認可	平成 11 年 11 月 25 日
一般管理	事前協議回答	平成 12 年２月 25 日
	変更公告	平成 12 年４月 18 日
一般管理	事前協議回答	平成 12 年６月 13 日
	変更公告	平成 12 年８月 22 日
一般管理	事前協議回答	平成 13 年２月 15 日
	変更公告	平成 13 年４月 13 日
一般管理	事前協議回答	平成 13 年６月 20 日
	変更公告	平成 13 年９月７日
第４回 特別管理	事前協議回答	平成 14 年４月 30 日
	変更公告	平成 14 年６月 27 日
一般管理	事前協議回答	平成 14 年 12 月９日
	変更公告	平成 15 年３月 17 日
一般管理 (軽微変更)	変更公告	平成 15 年４月 24 日
一般管理	事前協議回答	平成 15 年５月２日
	変更公告	平成 15 年６月 30 日
一般管理	事前協議回答	平成 16 年３月 23 日
	変更公告	平成 16 年６月４日
一般管理 (軽微変更)	変更公告	平成 17 年５月 20 日
一般管理 (軽微変更)	変更公告	平成 18 年２月８日
一般管理 (軽微変更)	変更公告	平成 18 年３月１日
一般管理	事前協議回答	平成 18 年３月 30 日
	変更公告	平成 18 年６月 23 日
一般管理 (軽微変更)	変更公告	平成 18 年６月 28 日
一般管理 (軽微変更)	変更公告	平成 18 年８月３日
一般管理	事前協議回答	平成 19 年３月５日
	変更公告	平成 19 年５月 14 日
一般管理 (軽微変更)	変更公告	平成 19 年 11 月５日
一般管理	事前協議回答	平成 19 年 11 月 22 日
	変更公告	平成 20 年２月４日

区分		年月日
一般管理 (軽微変更)	変更公告	平成 20 年２月６日
一般管理 (軽微変更)	変更公告	平成 20 年６月２日
一般管理 (軽微変更)	変更公告	平成 20 年 10 月 31 日
一般管理 (軽微変更)	変更公告	平成 21 年７月 10 日
一般管理	事前協議回答	平成 22 年６月 25 日
	変更公告	平成 22 年 10 月５日
一般管理	事前協議回答	平成 22 年 10 月 22 日
	変更公告	平成 23 年３月４日
一般管理 (軽微変更)	変更公告	平成 23 年６月 10 日
一般管理 (軽微変更)	変更公告	平成 24 年４月 13 日
一般管理 (軽微変更)	変更公告	平成 24 年 10 月 15 日
一般管理 (軽微変更)	変更公告	平成 24 年 10 月 30 日
一般管理	事前協議回答	平成 24 年 12 月 19 日
	変更公告	平成 25 年 ２月 27 日
一般管理	事前協議回答	平成 25 年７月 19 日
	変更公告	平成 25 年 10 月 15 日
一般管理 (軽微変更)	変更公告	平成 26 年２月３日
一般管理 (軽微変更)	変更公告	平成 26 年６月 25 日
一般管理 (軽微変更)	変更公告	平成 26 年 10 月 22 日
第５回 特別管理	事前協議回答	平成 28 年６月 30 日
	変更公告	平成 28 年８月 30 日
一般管理 (軽微変更)	事前協議回答 変更公告	令和５年２月 21 日
第６回 特別管理	事前協議回答	令和７年 12 月 25 日
	変更公告	令和８年３月 12 日

第１　農用地利用計画　　ページ

１　土地利用区分の方向

（1）土地利用の方向

ア　土地利用の構想 …… 1

イ　農用地区域の設定方針 …… 2

（2）農業上の土地利用の方向

ア　農用地等利用の方針 …… 2

イ　用途区分の構想 …… 4

２　農用地利用計画 …… 5

第２　農業生産基盤の整備開発計画

１　農業生産基盤の整備及び開発の方向 …… 6

２　農業生産基盤整備開発計画 …… 6

３　森林の整備その他林業の振興との関連 …… 7

４　他事業との関連 …… 7

第３　農用地等の保全計画

１　農用地等の保全の方向 …… 8

２　農用地等保全整備計画 …… 8

３　農用地等の保全のための活動 …… 8

４　森林の整備その他林業の振興との関連 …… 8

第４　農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

１　農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

（1）効率的かつ安定的な農業経営の目標 …… 9

（2）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 …… 11

２　農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

（1）農用地等の流動化対策 …… 11

（2）農作業の受委託の促進対策 …… 11

３　森林の整備その他林業の振興との関連 …… 11

第５　農業近代化施設の整備計画

１　農業近代化施設の整備の方向 …… 12

２　農業近代化施設整備計画 …… 13

３　森林の整備その他林業の振興との関連 …… 13

第６　農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画
１　農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 …… 14
２　農業就業者育成・確保施設整備計画 …… 14
３　農業を担うべき者のための支援の活動 …… 14
４　森林の整備その他林業振興との関連 …… 14

第７　農業従事者の安定的な就業の促進計画
１　農業従事者の安定的な就業の促進の目標 …… 15
２　農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策 …… 15
３　農業従事者就業促進施設 …… 15
４　森林の整備その他林業の振興との関連 …… 15

第８　生活環境施設の整備計画
１　生活環境施設の整備の目標 …… 16
２　生活環境施設の整備計画 …… 16
３　森林の整備その他林業の振興との関連 …… 16
４　その他の施設の整備に係る事業との関連 …… 16

第９　附図
１　土地利用計画図 …… 16
２　農用地等保全整備計画図 …… 16
３　農業近代化施設整備計画図 …… 16

別記　農用地利用計画 …… 16
(1) 農用地区域
ア　現況農用地等に係る農用地区域
イ　現況森林、原野等に係る農用地区域
(2) 用途区分

第１　農用地利用計画

１　土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア　土地利用の構想

(ｱ) 地理的条件

宮津市は、京都府の北西部、丹後半島の付け根に位置し、東は舞鶴市、南は福知山市、西は与謝野町及び京丹後市、北は伊根町に接している。宮津港を中心とした海域は、日本海若狭湾に属している。

(ｲ) 自然的条件

気象は、山陰地方特有の気象に類し、年間降水量は比較的多く、夏季は高温多湿で晴天の日が続き、冬季には日本海特有の「うらにし」と称されるしぐれや降雪の日が続く。

(ｳ) 社会的条件

かつては第一次産業が基幹産業であったが、第一次産業の就業人口（国勢調査）は、昭和 35 年の 6,256 人から令和２年の 508 人まで激減している。第二次産業、第三次産業についても昭和 45 年をピークに減少しており、全体として第三次産業へのシフトが進んでいる。

(ｴ) 農業の状況

経営耕地面積約 353ha に 343 経営体（2020 年農林業センサス）が農業経営しており、農業経営体当たりの平均経営耕地面積は約 1.03ha と市全域を通して小規模であるが、専業農家においては、農業経営基盤強化促進事業の活用や農作業受委託により、農地の集積に努め、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指している。

農作物は、米、野菜、野菜採種、花き・花木、果樹などを組み合わせた複合営農体系で栽培されており、特に、京のブランド野菜「やまのいも」をはじめ、コギク、ストックなどの花きやみかん、醸造用ぶどう、オリーブ等の果樹栽培が地域特産物として定着している。

また、近年、食の安心・安全や環境問題への社会的な関心の高まりから、より安全で良質な農産物の需要が増加しており、農薬や化学肥料の使用を極力抑えた特別栽培、さらには農薬や化学肥料を全く使用しない農法など、健康や環境に配慮した農業も行われている。

(ｵ) 土地利用の方向性

現在、耕作されている農地については、優良農地として積極的に確保することを基本方針とし、一方で、公共施設、国及び府道、市道等に計画されているもの、集落地区内に介在する農地及び宅地化が計画される農地等やむを得ないものについては、農業以外での活用を図る。

（単位：ha、％）

区分／年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在(R6 年)	734.9	15.7	5.9	0.1	2,088.5	44.5	159.0	3.4	31.0	0.6	1,675.7	35.7	4,695.0	100.0
目標	704.0	15.0	5.9	0.1	2,151.0	45.8	159.0	3.4	31.0	0.6	1,644.1	35.1	4,695.0	100.0
増減	△30.9	△0.7	0.0	－	62.5	1.4	0.0	－	0.0	－	△31.6	△0.7	0.0	－

イ　農用地区域の設定方針

(ｱ) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 734.9ha のうち、以下の a から c に該当する農用地 546.6ha について、農用地区域を設定する方針である。

a　集団的に存在する農用地　（10ha 以上の集団的な農用地）

b　土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地

c　a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

ただし、次の土地を除く。

(a) 集落区域内に介在する農用地

(b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地

(c) 中心集落の整備に伴って拡張の対象となる農用地

(ｲ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

利用計画が現時点でないため、農用地区域の設定はしないものとする。

(ｳ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち（ｱ）において、農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要のあるものについて農用地区域を設定する方針である。

約 1.3ha

(ｴ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

農用地区域に隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する方針である。

約 4.0ha

(2) 農業上の土地利用の方向

ア　農用地等利用の方針

農用地区域の現況農用地は 548.0ha であり、その区分は、農地 546.4ha、採草放牧地 0.3ha、農業用施設用地 1.3ha として利用する。

田においては、水稲を中心に、水稲採種、蔬菜採種、野菜、花きの作物構成で高度な技術、機械の導入による生産性の高い土地利用を図る。

畑は、豆類、野菜、花きなど複合的利用を図る。

山裾等に存する農地等については、柑橘類、ぶどう、オリーブを栽培するなど果樹園として有効利用を図る。

採草放牧地、混牧林地は、畜産農家との連携の上、その活用を図る。

農業経営の改善による望ましい経営の育成と農用地の有効利用を図るため、土地利用型農業により経営規模拡大を図ろうとする意欲的な農業者や、地域計画に位置付けられた地域の農業を担う者等に対しては、地域及び農業委員会、市の連携を強化し、目標地図による農地の貸し手と借り手の情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて農地集積を図る。特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となる恐れがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、認定農業者等へ農地の集積を図るなどし、積極的に遊休農地の発生防止に努める。

（単位：ha）

	農 地			採草放牧地			混牧林地		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
宮津	27.9	28.0	0.1						
上宮津	89.2	89.4	0.2						
栗田	125.4	126.1	0.7						
由良	32.0	32.1	0.1						
吉津	26.5	26.5							
府中	15.6	15.6							
日置	64.3	64.5	0.2						
世屋	51.6	54.7	3.1						
養老	89.5	89.6	0.1						
日ヶ谷	24.4	24.4		0.3	0.3				
計	546.4	550.9	4.5	0.3	0.3				

	農業用施設用地			計			山林・原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	
宮津	0.1	0.0	△0.1	28.0	28.0		
上宮津	0.2	0.0	△0.2	89.4	89.4		
栗田	0.3	0.4	0.1	125.7	126.5	0.8	0.8
由良	0.0	0.0		32.0	32.1	0.1	
吉津	0.0	0.0		26.5	26.5		
府中	0.0	0.0		15.6	15.6		
日置	0.4	0.1	△0.3	64.7	64.6	△0.1	
世屋	0.1	0.3	0.2	51.7	55.0	3.3	3.2
養老	0.1	0.0	△0.1	89.6	89.6		
日ヶ谷	0.1	0.1		24.5	24.5		
計	1.3	0.9	△0.4	547.7	551.8	4.1	4.0

イ　用途区分の構想

(ｱ) 由良地域

農用地区域内の平坦部については、概ねほ場整備が完了しており、中型機械体系により田として土地利用を図る。山裾等に存在する農地については、樹園地としてオリーブ、みかん等の栽培を促進する。

(ｲ) 栗田地域

概ね全域が整備されており、主に田として利用するほか、水田の汎用化により野菜等の高収益作物の栽培を促進する。山際にある農地は、粗放的な管理も含め集落全体で農地利用の在り方を検討する。

(ｳ) 宮津地域

平坦部の農地については、中型機械体系により田として利用するほか、水田の汎用化により近郊野菜生産地帯としてハウス栽培等による土地利用を図る。林地などに近い農地は保全・管理などを行う。また、宮津天橋立インターチェンジ隣接地でもあるため､体験農園等による利用も検討する。

(ｴ) 上宮津地域

平坦部の農地は、ほ場整備が完了しており、水稲を中心に花き、蔬菜採種等の栽培を促進する。

(ｵ) 吉津地域

須津西集落の一部を除きほとんどの農地で、ほ場整備が完了しており、中型機械体系により田として利用し､水稲を中心に栽培を促進する｡山際にある農地は、粗放的な管理も含め集落全体で農地利用のあり方を検討する。

(ｶ) 府中地域

大部分が未整備田であるが、田として利用し水稲中心に栽培するほか、オリーブ栽培や地元のワイン醸造会社との連携により醸造用ぶどう栽培を促進する。また、観光地に近い立地を生かした観光農園等による利用も検討する。

(ｷ) 日置地域

大部分の農地がほ場整備されており、中型機械体系により田として利用し、水稲栽培を中心に栽培をするほか、花きの生産地として、また水稲採種の主産地として土地利用を図る。

(ｸ) 世屋地域

畑集落の一部及び松尾集落でほ場整備されているが、農地の大部分が山間部にあり、勾配が急なほ場が多数である。

地区内の農地については、醸造酢の原料米の生産地として農薬・化学肥料を使用しない水稲栽培を推進するほか、地元農産物を使った農産加工による６次産業化を促進する。また、「つなぐ棚田遺産」にも選定されている上世屋、松尾集落の棚田については、集落の農地保全団体等を中心に保全を図る。

(ｹ) 養老地域

ほぼ全域的にほ場整備が完了しており、水稲採種、蔬菜採種の生産地として土地利用を図る。

(ｺ) 日ヶ谷地域

農地の大部分が山間部にあるが、一部はほ場整備されており、水稲を中心に、ゴボウなどの特産品の栽培、農産加工による６次産業化の促進を図る。将来的には山地に囲まれた小区画の農地については保全管理田等、粗放的な管理を検討する。

ウ　特別な用途区域の構想

該当なし

２　農用地利用計画

別記のとおりとする。

第２　農業生産基盤の整備開発計画

１　農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市の基盤整備については、田 約 345ha、畑地 約 25ha でほ場整備が完了している。それ以外の農地については、ほとんどが小規模で散在しているため未整備の状況にある。

今後については、人・農地プランの策定等により地域集落と十分調整を図りながら中核的な担い手への農地集積と連動した簡易な基盤整備を中心に整備を推進するとともに、多面的機能支払交付金等を活用した改修・補修を図り、農業生産基盤の保全に努める。

(ｱ) 由良地域　(J)

農用地区域内の平坦部については、ほぼ、ほ場整備が完了しており、今後については、農道や水路等の農業生産基盤施設について、多面的機能支払制度の活用による長寿命化対策や改良等を図る。

(ｲ) 栗田地域　(C)

ほぼ全域が整備されており、今後については、農道や水路等の農業生産基盤施設について、非農家を含めた維持管理体制の構築を検討するとともに、長寿命化対策や改良等を図る。

(ｳ) 宮津地域　(A)

農道や水路等の農業生産基盤施設について、非農家を含めた維持管理体制の構築を検討するとともに、長寿命化対策や改良等を図る。

(ｴ) 上宮津地域　(B)

ほとんどの農地について、ほ場整備が完了しているが、担い手のニーズを踏まえ、農用地の基盤整備（再整備含む）を検討する。

(ｵ) 吉津地域　(D)

話合いによる活動の基盤となる営農組織の立ち上げを検討し、農道・水路等の農業生産基盤施設の維持管理の解決を図る。

(ｶ) 府中地域　(E)

農用地区域拡大に向けた協議を進めるとともに、農道や水路等の農業生産基盤施設について、長寿命化対策や改良等を図る。

(ｷ) 日置地域　(F)

平坦地については、ほ場整備が完了しており、今後については、水路等の共同管理施設について、小型重機の導入による新たな管理手法を検討する。

(ｸ) 世屋地域　(G)

農地中間管理機構関連農地整備事業の活用による、農用地及び農業施設の維持管理の実施を検討する。

(ｹ) 養老地域　(H)

農道や水路等の農業生産基盤施設について、長寿命化対策や改良等を図る。

(ｺ) 日ヶ谷地域　(I)

農道や水路等の農業生産基盤施設について、長寿命化対策や改良等を図る。

２　農業生産基盤整備開発計画

該当なし

３　森林の整備その他林業の振興との関連

本市の約 78%を占める森林は、林産物の生産、国土の保全、水資源のかん養といった機能に加え、生物多様性の保全や保健・文化・教育的利用の場等多面的な機能を有している。今後も森林の適切な整備や林業・作業道等の路網の整備の推進により森林のもつ多面的機能の維持・増進を図るとともに、農業生産基盤の長寿命化対策や改良等と整合性を保ちながら一体的な整備を推進する。

４　他事業との関連

６次産業化や農商工連携の推進により、地元農産物等を活用した加工品の開発・販売を推進するとともに、農泊や体験農業の開業支援を行うことで、農業者の所得向上を図る。

第３　農用地等の保全計画

１　農用地等の保全の方向

本市の農業においては、農業従事者の高齢化及び後継者・担い手不足に伴う、遊休農地対策が喫緊の課題となっており、認定農業者などの担い手への農地の集積や、山際などの耕作条件不利農地の保全が必要となっている。

市内の農業生産は水稲が中心であるが、効率的かつ安定的な農業経営のため、農用地の利用集積の割合を高めていく。もって、各地区において地域計画及び目標地図を作成し、農地利用の適正化を図る。

特に認定農業者などの担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進する。また、多様な担い手による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用の確保に努める。

２　農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
多面的機能支払交付金	農地維持、地域環境保全に係る交付金	概ね全域	299ha	－	
中山間地域等直接支払交付金	耕作放棄地の発生防止に係る交付金	概ね全域	255ha	－	

３　農用地等の保全のための活動

地域ぐるみで農地保全に係る共同活動を推進するため、多面的機能支払交付金の活用により、農用地及び水路、農道の草刈りや補修、点検、施設の保全及び長寿命化を図る活動等を支援する。また、中山間地域等直接支払交付金の活用により、傾斜地等の耕作条件不利農地における農業生産活動及び耕作放棄地の発生防止に係る活動を支援する。

さらに、遊休農地や耕作放棄地を防止するため、地域計画及び目標地図の策定により、認定農業者等の地域の担い手への農地の利用集積を進める。

加えて、捕獲檻や防護柵設置の支援等、防除施設の設置に対する総合的な対策を講じて、鳥獣被害の発生防止を図る。

４　森林の整備その他林業の振興との関連

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、育成単層林における保育及び間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林や針広混交林の整備、天然林の適確な保全及び管理等に加え、森林経営管理事業の推進、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病害虫被害の防止対策の推進等により、望ましい森林資源の姿に誘導するよう努め、大雨による山腹崩壊等による農地災害等の低減につなげる。

第４　農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

１　農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

(ｱ) 農業を職業として選択する魅力とやりがいのあるものにするため、農業経営体の主たる従事者が、他産業並みの労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できることを基本とし、主たる従事者１人当たりの年間労働時間 2,000 時間以内で、年間所得 300 万円以上を達成することを目標とする。

なお、効率的かつ安定的な農業経営の指標として、次のとおり代表的な農業経営類型を示す。

番号	個別組織	農業経営類型	経営規模（ha）	労働時間（時間）	所得（千円）	流動化目標面積(ha)
1	個別	水稲＋果樹	水稲 3.0 ミカン 0.7 醸造用ブドウ 0.3	家族労働 2,862 雇用労働 113	3,208	15.8
2	個別	施設・露地野菜	ネギ（１作） 0.2 キュウリ（抑制） 0.06 イチゴ 0.06 ショウガ 0.07 ヤマノイモ 0.15	家族労働 3,280 雇用労働 53	3,013	3.0
3	個別	水稲＋施設･露地野菜	水稲 2.0 ネギ（１作） 0.2 宮津太ねぎ（露地） 0.2 ショウガ 0.1 ヤマノイモ 0.2	家族労働 2,328	3,178	16.6
4	個別	水稲＋施設･露地野菜	水稲 2.0 ダイコン 0.2 キャベツ 0.2 トマト（半促成） 0.09 ナス（露地） 0.2 キュウリ（抑制） 0.09 宮津太ねぎ（露地） 0.1	家族労働 2,975 雇用労働 1,303	3,224	31.8
5	個別	水稲＋花き	水稲 1.0 コギク 0.2 ストック 0.09 ヒオウギ 0.1 トルコギキョウ 0.06	家族労働 2,470 雇用労働 543	3,070	2.7
6	個別	水稲＋花き＋露地野菜＋そ菜採種	水稲 2.5 水稲採種 1.0 コギク 0.1 ヒオウギ 0.1 宮津太ねぎ 0.1 そ菜採種 0.09	家族労働 1,879 雇用労働 96	3,247	29.5
7	個別	果樹	オリーブ（オイル、茶葉加工） 1.0	家族労働 2,438 雇用労働 126	3,009	3.6
8	組織	水稲（主たる従事者２名）	水稲（特別栽培） 12.0 水稲採種 3.0 水稲（受託） 4.0	構成員労働 1,371 雇用労働 63	6,075	61.1
9	組織	水稲＋花き＋そ菜採種（主たる従事者２名）	水稲 4.0 水稲（受託） 8.0 ストック 0.1 そ菜採種 0.2	構成員労働 1,619 雇用労働 81	6,007	10.5

＜指標作成の前提条件＞

● 個別経営体の基幹労働人数は、主たる農業従事者とその家族の農業従事者の２人とし、表中の所得は主たる従事者の所得（300 万円）を含めた農家所得を示している。組織経営体の所得は、構成員の労賃を含んでいる。
● 栽培作物は、既に定着している作物を中心に、今後に定着を目指す作物を取り入れた。
● 技術水準は、現に行なわれている先進技術を基礎とした。
● 生産物の価格は、現行水準とした。
● 水稲の生産方式は、中型の機械化体系により、苗は購入することとした。
● 数値は、京都府作成の「農業経営指導指標」及び「丹後の特産物　経営の事例集」を根拠にした。

(ｲ) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の目標

新たに農業経営を営もうとする青年等については、農業経営開始から５年後には農業で生計が成り立つ所得を確保できることを基本とし、主たる従事者１人当たりの年間労働時間 2,000 時間以内で、年間所得 200 万円以上を達成することを目標とする。

なお、青年等が目標とすべき農業経営の指標として、次のとおり代表的な農業経営類型を示す。

番号	個別組織	農業経営類型	経営規模（ha）	労働時間（時間）	所得（千円）
1	個別	施設・露地野菜	イチゴ 0.06 ショウガ 0.1 ヤマノイモ 0.1	家族労働 2,069	2,004
2	個別	水稲＋施設・露地野菜	水稲 0.5 ダイコン 0.1 キャベツ 0.1 トマト（半促成） 0.06 ナス（露地） 0.1 キュウリ（抑制） 0.06	家族労働 2,094 雇用労働 131	2,080
3	個別	花き	コギク 0.15 ストック 0.09 ヒオウギ 0.2	家族労働 2,164 雇用労働 364	2,055
4	個別	水稲＋花き＋露地野菜＋そ菜採種	水稲 1.5 コギク 0.1 ヒオウギ 0.1 宮津太ねぎ 0.1 そ菜採種 0.06	家族労働 1,637 雇用労働 69	2,166
5	個別	水稲＋露地野菜	水稲 12.0 キャベツ 0.6	家族労働 1,668 雇用労働 83	2,133
6	個別	果樹	オリーブ（オイル、茶葉加工、新漬け） 0.7	家族労働 2,009 雇用労働 83	2,018

＜指標作成の前提条件＞

● 個別経営体の基幹労働人数は、主たる農業従事者とその家族の農業従事者の２人とし、表中の所得は主たる従事者の所得（200 万円）を含めた農家所得を示している。
● 栽培作物は、既に定着している作物を中心に、今後に定着を目指す作物を取り入れた。
● 技術水準は、現に行なわれている先進技術を基礎とした。
● 生産物の価格は、現行水準とした。
● 水稲の生産方式は、中型の機械化体系により、苗は購入することとした。
● 数値は、京都府作成の「農業経営指導指標」及び「丹後の特産物　経営の事例集」を根拠にした。

(ｳ) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標を将来の本市における農用地の利用に占める面積シェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営が本市における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積の目標
面積シェア：30%　　面積集積目標：175ha なお、面的集積の目標については、農地中間管理事業等を活用して、農地の利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。

（注）1　「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を３作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

関係機関・団体等との連携による推進体制を整備し、経営感覚に優れた農業経営体（個人及び多様な担い手の連携による集落営農組織）の育成を図り、効率的かつ安定的な農業経営への利用集積を推進する。

２　農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

集落・地域での話し合いを基本に、次の方策によって経営規模の拡大を推進する。

(1) 農用地等の流動化対策

農業者や農業委員会等の関係者による協議の場を踏まえ、農業の将来の在り方、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標を定めた「農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）」を策定し、農地中間管理事業等を積極的に活用しながら農用地の効率的かつ総合的な利用を図る。

(2) 農作業の受委託の促進対策

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

３　森林の整備その他林業の振興との関連

由良川地域森林計画及び宮津市森林整備計画と整合を図りながら、畜産振興のため山林の混牧林地として利用を検討する。

第５　農業近代化施設の整備計画

１　農業近代化施設の整備の方向

本市の主要作物は、水稲、水稲採種、野菜、花き、果樹、蔬菜採種であり、これらの栽培・出荷等に関わる施設の充実を図る。

水稲については、トラクター、コンバイン、乾燥機等の機械共同利用化を推進し、低コスト・省力化を図る。また、野菜、花きについては、経営規模の拡大を助長し、パイプハウス施設の充実を図る。

(ｱ) 由良地域　(J)

農地の集約・集積推進を図るとともにスマート農業の導入を検討する。

(ｲ) 栗田地域 (C)

規模拡大志向農家や集落営農組織を中心に農地集積・集約化を進めるとともに、機械の共同利用や共同施設の設置などを検討する。

(ｳ) 宮津地域 (A)

認定農業者や新規就農者等を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、整備された農地で段階的にスマート農業の導入を検討する。

(ｴ) 上宮津地域 (B)

集落間の連携を強化し、機械の共同利用を検討するとともに、ドローンや農業ロボットの活用による労力負担の低減、生産性の向上を検討する。

(ｵ) 吉津地域 (D)

コスト低減のため栽培の省力化を検討する。

(ｶ) 府中地域 (E)

農事組合を中心に、機械の共同利用などの仕組みづくりを検討する。

(ｷ) 日置地域 (F)

ほ場水管理システム等 ICT 技術の活用に加え、さらなる生産性向上のための農業機械の導入を検討する。

(ｸ) 世屋地域 (G)

無農薬・減農薬栽培等環境にやさしい農業及び国営農地に適した農産物の生産を促進するための機械・設備等の導入を引き続き検討する。

(ｹ) 養老地域 (H)

認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、機械共同利用化等を推進する。

(ｺ) 日ケ谷地域 (I)

共同作業化や省力化により荒廃農地の発生防止を図る。

２　農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
水稲 共同栽培管理施設 （機械、施設）	由良 ・コンバイン　１台　４条刈	Ｊ－１ 由良	7.4	10	由良地区営農組合	3-2	
水稲 共同栽培管理施設 （機械、施設）	日置 ・田植機　１台　８条	Ｆ－１ 日置	11.4	3	農業生産法人 グリーンショルダー日置	3-3	
蔬菜 共同栽培管理施設 （機械、施設）	大島～外垣 ・畝立てマルチャー　１台	Ｈ－２ ～ Ｈ－４ 養老	3.5	5	農業生産法人 せんごく営農組合	3-4	

３　森林の整備その他林業の振興との関連

間伐材等を利用した木質チップや竹粉等の堆肥への有効利用を検討する。

第６　農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

１　農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市の農業の担い手である認定農業者は 33 名（農地所有適格法人４名、認定新規就農者 15 名を含む）であるが、農業者全体では年々減少の傾向にあるとともに高齢化が進み、今後も大幅な新規就農者の増加も見込めない状況であることから、将来にわたって地域農業の中核的な担い手となる農業者、集落営農組織及び農地所有適格法人等の育成や確保が重要な課題となっている。

これらの状況を踏まえ、今後とも認定農業者等の中核的担い手や集落営農組織、農作業の受託事業を行う組織などの育成を図るとともに、農業志向のある転退職者や非農家、都市住民、女性等の就農への促進を図る。

２　農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

３　農業を担うべき者のための支援の活動

農業技術や経営管理の知識習得を支援するため、京都農人材育成センターや農業改良普及センター等と連携し、研修や相談対応を実施するほか、就農希望者に対しては、技術習得のための研修や研修農場の整備を行い、農業技術を学ぶ機会を提供する。

また、新たに農業経営を始めようとする青年等には、青年等就農計画の策定支援を行い、青年等就農資金や経営体育成支援事業などの国・都道府県の支援策を活用し、定着と経営発展が確実に進むようフォローアップを行う。

さらに、生産基盤となる農地の円滑な取得を支援するため、一般社団法人京都府農業会議や農地中間管理機構、市農業委員会が連携し、農地の紹介や情報提供、あっせんを行い、農業の担い手がスムーズに農地を取得できるよう、必要な支援体制を整備する。

加えて、就農希望者に対し、農地や農業機械、生活支援策等の情報提供体制を整え、都道府県や農人材育成センターと連携して地域内の就農体制や生活イメージ等の情報収集・整理を行い、必要な情報を提供する。後継者不足の農業者についても、その情報を把握し、必要な支援機関へ提供することで支援を促進する。

将来の効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の確保については、職業としての農業の魅力を発信し、地域に定着・活躍できるよう研修や交流の場を設け、多様な人材の確保を図る。また、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、農業経営改善計画の策定や認定農業者への誘導を行い、効率的で安定的な農業経営者の育成を推進する。

また、集落・地域での話合い機会の普及や地域リーダー、オペレーターの育成を進め、水稲基幹農作業の受委託や機械・施設の共同利用、農用地の利用集積や利用調整等による生産コストの低減化や農作業の効率化などを目指して集落・地域単位での組織化を推進し、地域の農業者と相乗的に機能を果たす集落営農組織（組織経営体）の育成を図る。

既存営農組織に対しては、規模拡大や組織間連携、法人化を推進する。

４　森林の整備その他林業振興との関連

該当なし

第７　農業従事者の安定的な就業の促進計画

１　農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の販売農家数は323戸で、うち副業農家は234戸と全体の72%以上を占めており、農業以外の所得に依存する傾向が高まっている。

また、気候や地勢など立地条件に恵まれず、交通網の整備が立ち遅れたため産業立地の停滞と就業機会の不足などが相まって若年層を中心とする人口が流出してきた。こうした中で、京都縦貫自動車道の全線開通により、交通基盤が整い、交流人口が増加の兆しを見せている。

今後は、更にこの流れを定住、雇用創出に繋げていくため、令和３年５月に策定した「第７次宮津市総合計画」に基づき、６次産業化や農商工観連携を推進し、農産物の生産拡大、農業所得の向上、雇用の創出を図る。（販売農家数は農林業センサス 2020 に基づく。）

２　農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本市農業の中核的担い手である認定農業者等に対して、農地の利用集積や農作業の受委託等を促進するなど安定的な農業経営の推進と合わせ、小規模な農業者へも安定的な就業の機会と所得の確保を図る必要がある。

このため、地元農産物や地域資源を活用した６次産業化や農商工連携など、地域農業の新たな展開の中から就業機会の場の確保に努める。

３　農業従事者就業促進施設

該当なし

４　森林の整備その他林業の振興との関連

林産物の生産加工と農業等による収入と合わせた複合化により所得確保に努めるとともに、森林の保護対策のうち、鳥獣害防止対策の実施にあたっては農業被害対策等と連携・調整したうえでの実施を図る。

第８　生活環境施設の整備計画

１　生活環境施設の整備の目標

本市には、山間地に相当数の小規模集落があり、これらの集落は共通して交通条件、経済等の諸条件に恵まれず、人口流出により社会生活の維持ができないという過疎の状況を呈し、一方、平坦地に存ずる集落の生活環境は、住宅と農地の混在化が進んでいる。

これらのことに鑑み、地域住民の総意に基づき地域社会の条件整備として、道路、コミュニティー施設等の充実を図り、快適な住みよいまちづくりを目指す。

２　生活環境施設の整備計画

該当なし

３　森林の整備その他林業の振興との関連

竹のカスケード利用や木質バイオマスの取組を推進と連動して、放置竹林の整備を行い生活環境の保全を図る。

４　その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第９　付図

別　添

１　土地利用計画図　　（付図１号）
２　農用地等保全整備計画図　　（付図２号）
３　農業近代化施設整備計画図　（付図３号）

別記　農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア　現況農用地等に係る農用地区域
別記のとおりとする。

イ　現況森林、原野等に係る農用地区域
別記のとおりとする。

(2) 用途区分
別記のとおりとする。